

福島県私立高等学校専攻科支援金受給資格認定等事務処理要領

制定 令和 2年 8月 27日

(趣旨)

第1条 県は、福島県私立高等学校専攻科支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、福島県私立高等学校専攻科支援金（以下「専攻科支援金」という。）の受給資格認定等に係る事務について、次のように定める。

(受給資格の認定及び通知等)

第2条 交付要綱第2条に規定する私立高等学校の生徒のうち、交付要綱第4条に該当する者は、専攻科支援金を受けようとするときは、その在学する私立高等学校の設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、知事に対し、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。）の課税証明書等を添付した福島県私立高等学校専攻科支援金受給資格認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書等」という。）を知事が別に定める提出期限までに提出し、その認定を受けなければならない。

ただし、前年度の認定申請書等提出時に添付した課税証明書等は省略できるものとする。

- 2 学校設置者は、認定申請書等に基づき、支給要件を確認し、福島県私立高等学校専攻科支援金受給資格認定申請者一覧（様式第2号）を作成し、認定申請書等とともに県に提出するものとする。
- 3 知事は、前2項の規定による申請に基づき、専攻科支援金の受給資格の認定又は不認定を決定したときは、福島県私立高等学校専攻科支援金受給資格認定結果一覧（様式第3号）により学校設置者へ通知し、学校設置者は当該結果を「福島県私立高等学校専攻科支援金の受給資格認定について（様式第4号）」により生徒に通知するものとする。
- 4 支給額算定の過程において授業料月額に1円未満の端数が生じるときは、端数を切り捨てるものとする。この場合において、専攻科支援金支給額と授業料額との間に差額が生じるときは、各月の端数の計が1円以上となるたびに上乗せし差額が生じないようにするものとする。
- 5 授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。
- 6 受給資格認定者は、保護者等について変更があったときは、学校設置者を通じて、保護者等の課税証明書等を添付した福島県私立高等学校専攻科支援金収入状況届出書（様式第1号）（以下「収入状況届出書等」という。）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 7 学校設置者は、収入状況届出書等に基づき、支給要件を確認し、福島県私立高等学校専攻科支援金収入状況届出者一覧（様式第5号）を作成し、収入状況届出書等とともに県に提出するものとする。
- 8 知事は、前項の規定による届出に基づき、認定又は不認定を決定したときは、福島県私立高等学校専攻科支援金収入状況審査結果一覧（様式第6号）により学校設置者を通じて、受給資格認定者に対し通知するものとする。

（受給資格の消滅及び通知）

- 第3条 学校設置者は、第2条の規定により専攻科支援金の受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）が、退学、除籍、転学、卒業、修了した場合などの理由により専攻科支援金に係る受給資格を失うときは、知事に対し、福島県私立高等学校専攻科支援金受給資格消滅届出者一覧（様式第7号）により速やかに届出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出に基づき、福島県私立高等学校専攻科支援金受給資格消滅者一覧（様式第8号）により学校設置者へ通知し、学校設置者は当該結果を「福島県私立高等学校専攻科支援金の受給資格の消滅について（様式第9号）」により受給資格認定者に通知するものとする。

（支給停止及び再開の申出等）

- 第4条 受給資格認定者は、休学により専攻科支援金の支給を一時停止するときは、「福島県私立高等学校専攻科支援金支給停止申出書（様式第10号）」を、その在学する学校設置者を通じて知事に提出するものとする。
- 2 学校設置者は、「福島県私立高等学校専攻科支援金支給停止申出者一覧（様式第11号）」を作成し、前項の申出書とともに県に提出するものとする。
 - 3 第1項の申出をした日（当該申出が学校設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から支給を停止するものとする。ただし、停止の申出の提出があった日が月の初日である場合には、当該月から支給を停止するものとする。
 - 4 知事は、前項による申出に基づき、専攻科支援金の支給を一時停止したときは、「福島県私立高等学校専攻科支援金支給停止者一覧（様式第12号）」及び「福島県私立高等学校専攻科支援金の支給の停止について（様式第13号）」により、学校設置者を通じて、当該受給資格認定者へ通知するものとする。
 - 5 受給資格認定者は、第1項の規定による申出の後、復学により専攻科支援金の支給を再開するときは、福島県私立高等学校専攻科支援金支給再開申出書（様式第14号）に収入状況届出書等を添付して、学校設置者を通じて知事に提出するものとする。ただし、停止時の所得確認期間内の再開であり、かつ、保護者等に変更がなく、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、再開の申出書のみを提出すれば足りるものとする。
 - 6 学校設置者は、福島県私立高等学校専攻科支援金支給再開申出者一覧（様式第15号）を作成し、前項の申出書とともに県に提出するものとする。

- 7 第5項の申出をした日（当該申出が学校設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から支給を再開するものとする。ただし、再開の申出の提出があった日が月の初日である場合には、当該月から支給を再開するものとする。
- 8 知事は、前項による申出に基づき、専攻科支援金の支給を再開したときは、福島県私立高等学校専攻科支援金支給再開者一覧（様式第16号）により、学校設置者を通じて、当該受給資格認定者へ通知するものとする。

（国専攻科支援に係る個人要件）

第5条 本事業は国が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）（以下「国専攻科支援」という。）を財源の一部に活用していることから、学校設置者は、国専攻科支援で定める下記の個人要件について個人対象要件証明書（様式第17-1号又は第17-2号）を作成し、知事が別に定める提出期限までに県に提出するものとする。

【国専攻科支援の個人要件】

ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者

イ 前年度における習得単位数が学校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者

ウ 前年度における出席率が5割以下の者

※上記ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は県に報告すること。

- 2 前項の規定により個人対象要件証明書を提出後、その内容に変更がある場合は、個人要件証明書（様式第17-1号又は第17-2号）を速やかに知事に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年8月27日から施行し、令和2年度分の補助金等から適用する。